答　申　第　１１６　号

# 三重県情報公開・個人情報保護審査会
# 答申

令和８年 11 月
三重県情報公開・個人情報保護審査会

答申第１１６号

# 答　　申

## １　審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった公文書の存否を明らかにしない決定のうち、別表請求番号１、２の決定を取り消し、改めて開示・非開示等の決定を行うべきである。

## ２　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が別表Ａ欄に記載の日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った別表Ｂ欄に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が別表Ｃ欄に記載の日付けで行った公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

## ３　審議手続きについて

審査請求人は、本決定に対しそれぞれ審査請求を行っているが、いずれも公文書の存否を明らかにできないことを理由としているものであり、本請求の趣旨も類似の考え方によるものであることから、当審査会は手続を併合して行うことにより、審議をより迅速かつ円滑に進めることができると判断し、審査請求を一括して審議することとした。

## ４　審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

特定農協が定型約款に違反したことを是正指導要望している要望書に対応した文書は、開示することによって当該農協を利用している者や、これから利用しようとしている者らの財産権侵害を未然防止し、民法に規定する定型約款違反の再発防止を図ることができるから、条例第７条第３号ただし書ロに該当し、存否を明らかにできる。

「振替処理が貯金契約に含まれていないと解することはできない」、「振替処理が貯金契約に含まれる処理」との弁明は誤っており、別途契約書に相当する振替依頼書等を事前に作成すべきものである。

本件に係る振替取扱いは、当事者の一方は払戻を請求して振替については合意していないから、定型約款に違反した取扱いである。定型約款に振替の定めがないので、定型約款に違反しているとの解釈が、合理的で妥当性がある。

貯金契約において、払戻を請求したものを振替とする扱いが適正であるとする弁明は、民法の仕組みを拡大解釈している。このような拡大解釈を継続していると貯金取引利用者や、これから取引を行おうとする県民等の財産権を侵害する事案の発生が危惧されることから、「公にすることが必要と認められる情報である。

## ５　実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

指導の有無を明らかにすれば、指導を受けた事実がある場合、金融機関として不正、あるいは指導を受けなければならない不手際があったことを証明することとなる。そのため、当該公文書の存否を答えること自体が、当該組合の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第７条第３号により非開示とすべき情報を開示することとなるので､条例第11条に基づき当該公文書の存否を示さない存否応答拒否とした。また、振替という行為が現に発生し、又は将来発生することが確実である危害や影響から人の生命、身体、財産等を保護する必要があるとまではいえず、条例第７条第３号ただし書には該当しないと判断した。

審査請求人は、条例第７条第３号ただし書ロの「公にすることが必要と認められる情報」であると主張するが、振替の取扱いについては、定型約款に詳細な規定がなかったとしても、貯金契約は一般に預入、払戻以外にも振込、振替が含まれる包括的な契約類型であることからすれば、振替処理が貯金契約に含まれていないと解することはできない。

契約内容は、契約書や定型約款に明記されていないことは契約当時の契約当事者の合理的な意思に基づいて判断するべきものと考えられる。

定型約款に振替処理についての詳細を定めた規定がなかったとしても、貯金取引においては、貯金口座間の残高移動の種を振替と呼ぶことは、定型約款の記載における当然の前提となっており、振替という処理そのものは貯金契約に含まれる処理だと考えられるため、条例第７条第３号ただし書ロに該当しない。

６　審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）の意義について

公文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念をもとに解釈・運用されなければならないが、条例第11条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を示さないで、当該公文書の開示をしないことができるとしている。

そして、「当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書の存否自体の情報が条例第７条各号の規

定により保護すべき情報に当たる情報をいう。

ただし、同条は開示請求決定の枠組みの例外を定めたもので、その適用には慎重に行うべきと考える。

(3) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

ア　別表請求番号１、２について

本請求は、特定農協に対する是正指導を求める要望書に対して、実施機関が対応するための文書を求めるものである。

実施機関は、この請求に対して公文書の存否を明らかにすることは、特定農協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第７条第３号に掲げる非開示情報を開示することとなると主張している。

一方、審査請求人は、当該農協を利用している者や、これから利用しようとしている者らの財産権侵害を防止し、民法に規定する定型約款違反の再発防止を図ることができるから、条例第７条第３号ただし書ロに該当して存否を明らかにできると主張する。

そこで、本請求について、公文書の存否を答えるだけで、特定農協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かを検討する。

本件については、特定農協に対する是正指導を求める要望書に対して、実施機関が対応するための文書を求められているものであるが、実施機関の対応は、事案の所属内での共有から調査、聴取りの実施、対象者への指導など多種多様なものがあり、一概に対応したことをもって、当該農協が定型約款違反を行ったことを直ちに証明するものではない。

また、一般的に企業等が事業活動を行う上で不特定多数の者から何らかの苦情が寄せられることは容易に想定でき、その内容の真偽は別として、実施機関に苦情が寄せられたことだけで、直ちに当該事業者が何らかの違反をしたものとみなされるものでもない。

そうすると、是正指導を求める要望への対応にかかる起案文書等の存否を答えるだけで、当該農協の競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえない。

したがって、実施機関は本決定を取り消し、改めて開示・非開示等の決定を行うべきである。

なお、審査請求人は、条例第７条第３号ただし書ロに該当すると主張するが、上記のとおり、条例第11条の存否応答拒否の要件を満たさないため、ただし書ロについては判断しない。

イ　別表請求番号３について

本請求は、特定農協への是正指導を求める要望書に対して、実施機関が行った指導内容等の文書を求めるものである。

実施機関及び審査請求人の主張は、前記アと同様である。

是正指導要望書を受け、指導を行うことは、是正指導要望書に相当な理由があると実施機関が判断したものと一般に理解されることが多い。本件については、前記アと

異なり、実施機関が特定農協に行った指導内容等の文書を求めるものであることから、実施機関が行った指導の存在が明らかになることで、当該農協が定型約款に関して何らかの違反行為を行ったと疑われる可能性は否定できず、当該農協の社会的評価の低下を招き、取引しようとする相手が取引を回避、又は警戒することが予想されるなど、事業活動に支障を及ぼすおそれが認められる。

したがって、当該文書の存否を答えるだけで、条例第７条第３号に規定する非開示情報を開示することになるため、条例第11条の規定により当該公文書の存否を示さないで非開示にするという実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、条例第７条第３号ただし書ロにより公益上開示すべきである旨主張するが、条例上ただし書ロの公益による開示は、法人等の事業活動に起因して、現に発生しているか、又は将来発生することが確実である影響から県民等の生活又は環境を保護する必要がある場合に認められるものと解するべきである。本件事案の場合、当該農協の振替処理の適正については当審査会で判断するものではないが、同振替処理に明確な違法性があり、県民等の財産等を侵害している状況にあると認める根拠がないことから、公益上開示が必要であるとまでは認められない。

(4) 結論

よって、「１　審査会の結論」のとおり答申する。

７　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙１審査会の処理経過のとおりである。

別表

| 請求番号 | 開示請求日 (A) | 開示請求内容 (B) | 決定日 (C) | 決定内容 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | R７．11．27 | 特定農協において、普通預金の払戻請求をしたところ振替の扱いとしたことは、特定農協のホームページ掲載の総合口座取引規定に規定されていない取り扱いで、民法に定める定型約款に違反しているので、払戻請求の取り扱いとすべきと請求しましたが応じてくれないので、同規定に従った払戻請求の取り扱いとするよう特定農協を是正指導してくださるよう要望が記載された、令和７年10月２日付け要望書に対応するため起案して、決裁を受けた文書 | R７．12．11 | 存否応答拒否 |
| 2 | R７．11．27 | 令和７年10月29日に三重県さわやか提案箱に投稿のありました特定農協において、普通預金の払戻請求をしたところ振替の扱いとしたことは、特定農協のホームページ掲載の総合口座取引規定に規定されていない取り扱いで、民法に定める定型約款に違反しているので、払戻請求の取り扱いとすべきと請求しましたが応じてくれないので、同規定に従った払戻請求の取り扱いとするよう特定農協を是正指導してくださるよう要望のあったことについて、対応するため起案して、決裁を受けた文書 | R７．12．11 | 存否応答拒否 |
| 3 | R７．11．27 | 令和７年10月29日に三重県さわやか提案箱に投稿のありました特定農協において、普通預金の払戻請求をしたところ振替の扱いとしたことは、特定農協のホームページ掲載の総合口座取引規定に規定されていない取り扱いで、民法に定める定型約款に違反しているので、払戻請求の取り扱いとすべきと請求しましたが応じてくれないので、同規定に従った払戻請求の取り扱いとするよう特定農協を是正指導してくださるよう要望のあったことについて、対応して、指導した内容、経過、結果、報告の記録文書 | R７．12．11 | 存否応答拒否 |

別紙１

審　査　会　の　処　理　経　過

| 年　月　日 | 処　理　内　容<br>※【】内の数字は別表に記載の請求番号 |
|---|---|
| Ｒ８．３．11 | ・諮問書の受理【１～３】 |
| Ｒ８．５．21 | ・実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【１～３】 |
| Ｒ８．５．26 | ・実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【１～３】 |
| Ｒ８．６．11 | ・審査請求人から意見書の受理【１～３】 |
| Ｒ８．７．21 | ・書面審理<br>・併合に係る審議　（令和８年度第４回第１部会） |
| Ｒ８．７．22 | ・実施機関及び審査請求人に対して併合審議の通知【１～３】 |
| Ｒ８．８．26 | ・実施機関の補足説明<br>・審議　（令和８年度第５回第１部会） |
| Ｒ８．９．29 | ・審議　（令和８年度第６回第１部会） |
| Ｒ８．10．19 | ・審議　（令和８年度第７回第１部会） |
| Ｒ８．11．16 | ・審議<br>・答申　（令和８年度第８回第１部会） |

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 役　　職　　等 |
|---|---|---|
| 会　　長<br>（第二部会部会長） | 名　島　　利　喜 | 三重大学人文学部教授 |
| ※会長職務代理者<br>（第一部会部会長） | 三　田　　泰　雅 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| ※委　　員 | 須　川　　忠　輝 | 同志社大学政策学部准教授 |
| ※委　　員 | 田　中　　亜　以 | 司法書士 |
| ※委　　員 | 田　中　　三　貴 | 三重弁護士会推薦弁護士 |
| 委　　員 | 伊　藤　　綾　香 | 株式会社三十三総研 |
| 委　　員 | 小　川　　友　香 | 税理士 |
| 委　　員 | 渡　邉　　功 | 三重弁護士会推薦弁護士 |

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。